

## 令和5年9月三芳町農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和5年9月25日(月) 午後2時00分～午後3時10分

2. 開催場所 三芳町役場 301 会議室

3. 出席委員 13人

会長	長谷川 清行
会長職務代理	古寺 貞雄
委員	島田 裕康
	矢島 秀信
	鈴木 浩之
	清水 高広
	塩野 智恵
	武田 修二
	鈴木 孝史
	鈴木 浩
	高山 誠二
	井田 周
	田中 義行

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件(農地中間管理機構分)

議案第4号 農用地利用集積等促進計画案について

議案第5号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件

議案第6号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件

報告第5号 農用地利用促進計画の認可の件(報告)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	三浦 康晴	事務局次長	小林 豊明	主 幹	江田 直也
主 事	三浦 涼太	主 事	清水 大輝	主 事 補	森下 由理

## 6. 会議の概要

- 会長            それでは、三芳町農業委員会総会会議規則第6条により、出席委員が過半数に達しておりますので、ただいまより総会を開催いたします。  
本日の議事における、議事録署名委員の指名については、議事録署名委員に矢島秀信委員、鈴木浩之委員を選任します。  
本日の議事における、会議書記には農業委員会事務局の清水主事を指名いたします。それでは、本日の提出議案案件について、事務局より概要説明を求めます。
- 事務局        議案第2号、1、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件、別紙のとおり  
議案第3号、1、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件(農地中間管理機構分)、別紙のとおり  
議案第4号、1、農用地利用集積等促進計画案について、別紙のとおり  
議案第5号、1、農地法第5条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件、別紙のとおり  
議案第6号、1、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件、別紙のとおり  
報告第5号、1、農用地利用促進計画の認可の件(報告)、別紙のとおり  
令和5年9月25日提出  
三芳町農業委員会  
会長 長谷川 清行  
以上でございます。
- 会長            議案第2号番号1について事務局より説明をお願いします。
- 事務局        事務局より説明いたします。  
1ページをご覧ください。  
議案第2号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画による利用権設定の件となります。  
番号1につきましては、  
所在が〇〇〇〇の1筆となります。  
所在につきましては、2ページから3ページの案内図、公図の写しをご覧ください。  
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振地域となります。  
面積は2,076㎡であり、権利が賃借権の設定です。  
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇  
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇  
権利の始期と終期ですが、  
令和5年10月1日から令和15年9月30日までの10年間となります。  
なお、継続の利用権設定となります。

次に申請書に基づいて借人についてご説明します。

役員は5名で、すべて 150 日以上の農業従事者であり、当該法人の総議決権の過半は農業関係者となります。今後、当該法人は農地所有適格化法人の要件を充足することが思料されます。

機械は、耕耘機3台、トラクター1台、トラック2台を所有しており、農業を営む環境にあると判断します。労働力は申請者含め5名となっています。主たる経営作物は小麦、ブルーベリー、サツマイモ、たまねぎとなります。

農作業従事日数については、申請者は150日で他に4名が満たしています。

なお、法人が農地を所有し、又は借り受け、耕作の事業に供しているときは、毎年、事業の状況等について農業委員会に対して報告しなければならないこととなっております。

事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

2番委員 ○○○○と2名で現地の方を確認して参りました。現地の方を確認したところ綺麗に管理されており、ブルーベリーが植えてありました。きちんと草も生えず管理されていることを確認しましたのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長 何か意見ございませんか。  
異議なしの声がでましたので、決定とします。

会長 議案第2号番号2と番号3について借人が同一のため事務局より一括で説明をお願いします。

事務局 番号2につきましては、所在が○○○○の1筆となります。  
所在につきましては、4 ページから 6 ページの案内図、公図の写しをご覧ください。  
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。  
面積は 4,302 m<sup>2</sup>であり、権利が賃借権の設定です。  
貸人が○○○○、○○○○  
借人が○○○○、○○○○  
権利の始期と終期ですが、  
令和5年10月1日から令和10年9月30日までの5年間となります。  
なお、継続の利用権設定となります。  
続きまして番号3につきましては、所在が○○○○の1筆となります。  
所在につきましては、7 ページから 9 ページの案内図、公図の写しをご覧ください。  
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。  
面積は5,026m<sup>2</sup>であり、権利が賃借権の設定です。  
貸人が○○○○、○○○○  
借人及び権利の始期と終期については、番号2と同様のため省略致します。  
次に申請書に基づいて借人についてご説明します。  
機械は、トラクター1台、耕耘機3台、軽トラック2台などを所有しており、農業を営

む環境にあると判断します。労働力は申請者含め4名となっています。主たる経営作物は、露地野菜となります。

農作業従事日数については、申請者は340日となっております。

事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

3番委員 先日〇〇〇〇と現地を確認してきました。現在は、人参、オクラ、ブロッコリーが作付けされておりました。当該農地は以前から〇〇〇〇が借りて管理しており、通年作付けされているのは、日々確認しております。そのため、今回申請どおり農地として利用されることは、確実と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 何か意見ございませんか。

1番委員 貸人と借人の関係は、本家分家の関係か、親戚か。

事務局 親戚かとは思われますが、本家分家の関係まではわかりません。

1番委員 わかりました。

会長 他に何かご意見ございませんか。  
異議なしの声がでましたので、決定とします。

議案第3号及び議案第4号について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画いわゆる利用権設定の農地中間管理機構転貸方式での申請となっており、議案第4号では農用地利用集積等促進計画案の作成の件となっており、埼玉県農林公社が貸付人になった農用地促進計画(案)について三芳町長より意見照会がありました。所在が同一であるため一括で説明いたします。

番号1につきましては、

所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の3筆となります。

所在につきましては、12 ページから 16 ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。

面積は上から 2,224 m<sup>2</sup>、2,114 m<sup>2</sup>、3,642m<sup>2</sup>の計 7,980m<sup>2</sup>であり、権利が使用貸借権の設定です。

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

議案第4号番号1では貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利の始期と終期ですが、

令和5年12月1日から令和11年11月30日までの6年間となります。

なお、新規の利用権設定となります。

次に申請書に基づいて借人についてご説明します。

機械は、トラクター3台、耕耘機4台、噴霧器1台などを所有しており、農業を営む環境にあると判断します。労働力は申請者含め3名となっています。主たる経営作物は、ねぎ、ブロッコリー、キャベツとなります。

農作業従事日数については、申請者は300日となっております。

また、〇〇〇〇は、三芳町で16,025㎡の農地を現在経営されております。

事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

11番委員 19日に貸人である〇〇〇〇の畑を確認してきました。案内図のとおり東西に長い畑であり、現在は耕されていて草もないような状態の畑でした。20日に借人の〇〇〇〇のお宅に訪問し、どういう作付けをするのか確認してきました。現在〇〇〇〇〇は、長ネギを主要としていて、大型機械を使用して東西に効率よく耕作していきたいとのことでした。今年大学を卒業した息子が就農したとのこと労働力を増やしつつ、今後は販路を見極めながら耕作していきたいとのことでした。ご審議の方よろしくをお願いします。

会長 議案第3号番号1について何か意見ございませんか。  
異議なしの声がでましたので、決定とします。

議案第4号番号1について何か意見ございませんか。  
異議なしの声がでましたので、意見無しとします。

議案第5号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より説明いたします。

17ページをご覧ください。

議案第5号は農地法第5条の規定による農地転用許可申請になります。

番号1につきましては、

権利が賃借権の設定となっております。

所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の計2筆となっております。

所在につきましては、18ページから20ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振農用地となっております。

面積は上から4,988㎡のうち1,198㎡、6,205㎡の計7,403㎡となっております。

貸人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由が、入院設備、発熱外来用診療室及び外来用駐車場の設置で一時転用と

なっており、転用期間は許可日から令和8年9月30日となっております。  
なお、本案件については、令和2年10月～令和5年9月の3年間の一時転用の再許可という形であり、その場合は、一度畑に戻して再度農地転用をするというのが原則であります。一度畑に戻すと、新型コロナウイルス対応のための診療室等を一時的に封鎖せざるを得なくなるということで病院から要望があり、埼玉県と協議のうえ、再度許可を得ようとするものです。

なお、本案件は転用面積が30aを超える案件であるため、埼玉県農業会議が行う、常設審議委員会の審議に係る予定です。

詳しい土地の選定理由ですが、9月末日をもってプレハブ棟の発熱外来を閉鎖し農地を返還したが、現在も町内又は周辺自治体の住民だけでなく、県内外より受診や入院をされる患者もいる。今後の予測としては、次のピークが12月ごろから来年の2月頃にかけてくる確率が高く、ピーク時の患者数は、200～250名以上になることが見込まれるとのこと。これまでの傾向として年に3回の流行期がおとずれるサイクルであります。この傾向は今後も数年続く予測とのこと。

このような状況を鑑みて、継続して患者の対応にあたる必要と責務があるが、プレハブ棟の解体と農地の返還を行うと、現在進行している発熱外来を一旦閉鎖せざるを得なくなってしまうとのこと。今回の申請をするに至ったとのこと。

詳しい土地利用計画図につきましては、21ページをご覧ください。

続きまして、22ページの許可基準に基づきましてご説明いたします。

こちら立地基準につきまして、農地区分は農振農用地となります。

農振農用地の転用は原則不許可となっておりますが、許可相当とする理由としまして、不許可の例外規定である、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められる、という規定がございますので、本件はこれに該当するため許可見込みがあると考えております。

また、一般基準についてご説明いたします。

資力および信用についてや申請後速やかに事業を実施する見込みがあるかどうか、などア～キについての基準について、添付の資料から支障がないと考えております。次に周辺の農地に係る営農条件についてもア～エの基準について、申請書添付資料などで確認しておりまして、支障はないと考えております。

事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

5番委員 先日、現地確認をしてきました。3年前に出された一時転用の計画どおりに使われておりました。こちらの一時転用本来であれば、一度畑に戻さないといけないものはありますが、現在の状況を鑑みますと今の状況のまま使用することはやむを得ないことだと思います。慎重審議のほどよろしく願いいたします。

会長 何か意見ございませんか。

1番委員 今回の案件は、面積が大きいですが、許可の根拠はどのようになっていますか。

事務局 農地法第4条と第5条の許可については、基本的に許可権者は県となります。  
なお、転用面積が3,000㎡を超える場合は、常設審議委員会という埼玉県農業会議が行う審議委員会の審議案件として審議されることとなります。  
そして本件は、転用面積が3,000㎡を超えているので、この常設審議会の案件となります。  
また、ケースとしては、多くないですが、転用面積が4haを超える場合、国の許可案件となります。

1番委員 わかりました。

会長 他に何か意見ございませんか。  
異議なしの声がでましたので、許可相当とします。  
議案第6号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、事務局より説明いたします。  
23ページをご覧ください。  
議案第6号は相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件となっております。  
こちらについて、相続税の納税猶予、以前は20年経過すると免除という形になっていましたので、その20年が経過するにあたり、税務署よりこちらの農業委員会に対して利用状況の確認をしてほしいと依頼があり、今回審議案件といたしました。  
番号1につきましては、  
所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の計4筆となっております。  
所在につきましては、24ページの案内図をご覧ください。  
23ページに戻ります。  
登記簿地目、現況地目ともに畑となっております。  
面積が上から1,834㎡、185㎡、281㎡、  
1,081㎡の計3,381㎡となっております。  
照会人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇  
納税猶予の証明日は平成16年8月6日となっております。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

11番委員 9月21日に4筆の農地を〇〇〇〇と〇〇〇〇と〇〇〇〇で現地確認をしてきました。  
〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇は、つながっておりまして、その畑は、夏採れのほうれん草を収穫した後、綺麗に耕耘されていました。〇〇〇〇は、土壤消毒がしてありまして、今後ほうれん草を蒔くとのことでした。問題なく利用されていると思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 何か意見ございませんか。  
異議なしの声ができましたので、決定とします。  
議案第6号番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、事務局より説明いたします。  
番号2につきましては、  
所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の計7筆となっております。  
所在につきましては、25ページから26ページの案内図をご覧ください。  
23ページに戻ります。  
登記簿地目、現況地目ともに畑となっております。  
面積が上から769㎡、510㎡、1,529㎡、1,528㎡、1,243㎡、1,203㎡、1,544㎡の計8,326㎡となっております。  
照会人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇  
納税猶予の証明日は平成16年8月9日となっております。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

2番委員 先日〇〇〇〇と現地確認をしてきました。〇〇〇〇は、かぶを専門にしている方で、現地は、草などなく十分に耕されていて問題ありませんでした。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長 何か意見ございませんか。  
異議なしの声ができましたので、決定とします。  
議案第6号番号3について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、事務局より説明いたします。  
27ページをご覧ください。  
番号3につきましては、  
所在が〇〇〇〇の1筆となっております。  
所在につきましては、28ページの案内図をご覧ください。  
27ページに戻ります。  
登記簿地目、現況地目ともに畑となっております。  
面積が984㎡となっております。  
照会人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇  
納税猶予の証明日は平成16年5月7日となっております。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

2番委員 先日〇〇〇〇と現地確認をしてきました。農地に関しては草もなく、綺麗に管理されておりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長 何か意見ございませんか。  
異議なしの声ができましたので、決定とします。  
これよりは報告案件となるため、事務局より説明をお願いします。

事務局 29 ページをご覧ください。  
報告第 5 号は、農用地利用促進計画の認可の件となっております。  
この案件は、令和5年 6 月の総会にて農地中間管理機構を通しての貸し借りをを行う  
件で審議を行い、決定をいただきました。その後、農地中間管理機構から借り受け  
る方が決定し、県から認可の上、公告がなされたことについて、農業委員会あてに  
通知がありましたのでこの場でご報告するものです。なお、貸人が同一であるため  
一括で説明いたします  
番号 1 につきましては、  
所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の計 2 筆となります。  
所在につきましては、30 ページから 31 ページまでの案内図、公図の写しをご覧  
ください。  
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振地域となります。  
面積が上から1,047 m<sup>2</sup>、283 m<sup>2</sup>の計 1,330 m<sup>2</sup>であり、権利が賃借権の設定です。  
貸人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇  
借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇  
番号 2 につきましては、  
所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の計 2 筆となります。  
所在につきましては、32 ページから 33 ページまでの案内図、公図の写しをご覧  
ください。  
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振地域となります。  
面積が上から 587 m<sup>2</sup>、448 m<sup>2</sup>の計 1,035 m<sup>2</sup>であり、権利が賃借権の設定です。  
貸人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇  
借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇  
権利の始期と終期ですが、  
令和5年 9 月1日から令和11 年 8 月31日までの 6 年間となります。  
なお、公告日は令和5年 8 月28 日となっております。  
事務局からは以上です。

会長 以上で、本日の提出議案はすべて終了しました。  
最後に、事務局に申し伝えます。本日すべての議事が議決となりました。議案の議  
決文を作成し、本日の議案書とともに保管してください。

上記会議の顛末に相違がないことを証明するため、署名する。

令和5年12月20日

議長            長谷川 清行

署名委員      矢島 秀信

署名委員      鈴木 浩之